

広島県告示第六百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十九年十二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
藤野医院	医療法人社団卓仁会 井口耳鼻咽喉科眼科 医院	竹原市忠海中町二丁目一番 四〇号	平成二八年一〇月三日
藤野整形外科医院		庄原市東本町一丁目一番一 二号	平成二九年一〇月一日